

## 税務情報

ZEIMU INFORMATION

## 10,000円以下の飲食費とインボイス

令和6年4月1日以後支出分より、税務上の交際費等から除外する飲食費の額が1人当たり10,000円以下となりました。インボイス制度下での“10,000円”はどう考えるのか、確認しましょう。

## 1人当たりの飲食費

1人当たりの飲食費（社内飲食費を除く。以下同じ）は、次の算式で計算します。除外するには金額だけでなく、一定の書類の保存が求められている点にも、留意しましょう。

## 【算式】

$$\frac{\text{飲食等として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの飲食額}$$

## インボイス制度下での10,000円

税抜経理方式を適用している場合、消費税等の額を含めず（税抜）10,000円以下であるか判断します。その際、消費税の計算を一般課税で計算する事業者にとっては、支払先がインボイス発行事業者か否かで、消費税率10%の場合、原則、次のとおり異なります。

## 【10,000円のボーダーライン（支払金額）】

消費税率10%

	インボイス 発行事業者	左記以外*
① R6.4.1~R8.9.30	11,000円	10,784円
② R8.10.1~R11.9.30		10,476円
③ R11.10.1~		10,000円

※端数処理等により、金額に1円の差が生じます。

「左記以外」の金額が期間により異なるのは、税抜経理できる割合が①は消費税等の額の80%、②が50%と異なるためです。③は全くできず、支払金額全額で判断します。

## 超えたとしても……

結果的に10,000円を超えて交際費等となったとしても、下表のとおり中小法人等であれば、その他の交際費等と合計して年800万円まで損金となる特例があります。

## ● 交際費等の損金不算入制度の概要（イメージ）

		飲食費（社内飲食費を除く）		左記以外の交際費等
		1人当たり10,000円以下	1人当たり10,000円超	取引先等への贈答・慶弔・謝礼金等
① 期末資本金の額等が100億円超の法人等		損金算入	損金不算入	
② ①③以外の法人	接待飲食費に係る損金算入の特例 <sup>※3</sup>		50%損金算入	損金不算入
③ 中小法人等 <sup>※1※2</sup>	中小法人に係る損金算入の特例 <sup>※3</sup>		合計年800万円まで損金算入	

※1 中小法人等とは、期末資本金の額等が1億円以下の法人で、資本金の額等が5億円以上の法人の100%子法人等一定の法人以外の法人等

※2 中小法人等は、接待飲食費の損金算入の特例か中小法人の損金算入の特例のいずれかを選択適用

※3 令和6年度税制改正により適用期限が3年（令和9年3月31日までの間に開始する事業年度まで）延長

# 相続した土地・建物の登記が義務化されました

相続した土地・建物の登記はお済みですか？ 2024年4月1日から、相続登記が義務化されました。相続で取得したことを知った日から3年以内に（2024年3月末までに相続した未登記の不動産の場合は、2027年3月末までに）登記しなければなりません。

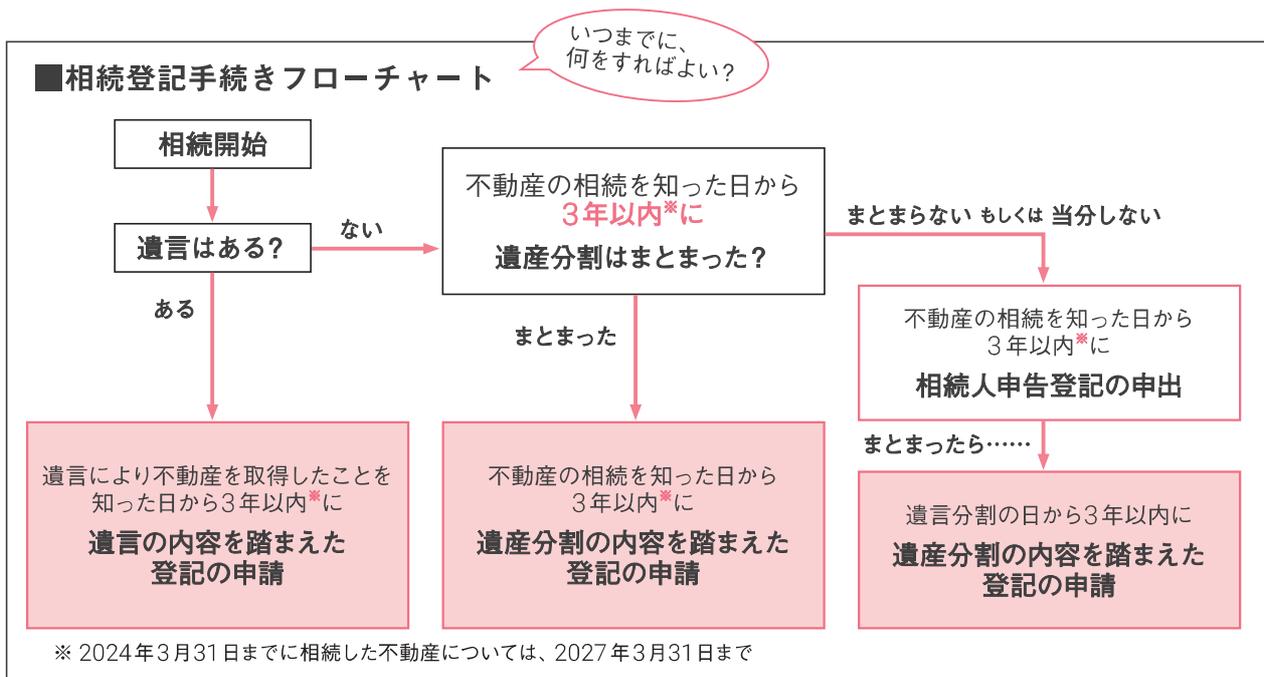
## このままにしておく…… が封じ手に

誰が不動産を取得するか、スムーズに決まる場合もあれば、そうでない場合もあります。決まれば登記できますが、期限までに決まりそうになれば、いったん「相続人申告登記」等を行い、話がまとまった後に改めて相続登記を行う、という段階を踏むこととなります。つまり、決まるか決まらないかにかかわらず、期限までに何らかの登記を行う必要があります。正当な理由なく登記をしていない場合は、10万円以下の過料が課せられる可能性があります。

## できれば早めのご対応を

一般的に、時間の経過とともに法定相続人が増え複雑化するため、遺産分割がより困難になり、費用負担も増える傾向にあります。登記の手間や費用により先延ばしにされている場合は、早めのご対応がおすすめです。

なお、遺産分割協議による場合、法定相続分で相続した場合、遺言に従って取得した場合など、ケースによって必要な登記や書類が異なります。下記法務省サイトにて、それぞれの手続きをまとめたハンドブックがダウンロードいただけますので、ご活用ください。



参考：法務省「不動産を相続した方へ ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」 [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00435.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html)

# 企業の災害に対する備え

ここでは今年4月に内閣府から発表された調査結果\*から、企業の災害に対する備えとして、従業員用の飲食料品などの備蓄状況をみていきます。

## 飲食料品等の備蓄状況

上記調査結果から、災害時における企業の備えとして、全従業員用の飲料水や食料品などの備蓄状況をまとめると、下表のとおりです。

全体の結果をみると、飲料水の備蓄ありは1,2日分と3日以上をあわせて78.7%でした。同様に食料品は74.3%、簡易/携帯用トイレが58.2%でした。毛布は備蓄ありが48.9%となっています。なお、飲料水、食料品、簡易/携帯用トイレでは、3日以上を備蓄している割合が1,2日分よりも高くなっています。

## 差が出た産業別の備蓄状況

産業別の備蓄状況をみると、飲料水と食料品では、情報通信業や電気・ガス・熱供給業・水道業、学術研究、専門・技術サービス業、金融・保険業、卸売業で、1,2日分と3日以上合計が80%を超えました。簡易/携帯用トイレは金融・保険業と情報通信業が同じく70%を超えています。

この調査では、飲料水と食料品、簡易/携帯用トイレ、毛布が調査対象でしたが、貴社の災害に対する備えはいかがでしょうか。

災害時における全従業員用の備蓄状況（飲料水、食料品、簡易/携帯用トイレ、毛布）（回答数：1,826、%）

	飲料水		食料品		簡易 / 携帯用トイレ		毛布
	1,2日分	3日以上	1,2日分	3日以上	1,2日分	3日以上	備蓄あり
全体	30.6	48.1	28.5	45.8	25.8	32.4	48.9
建設業	29.5	56.2	25.9	52.6	20.5	41.7	49.6
製造業	34.8	44.4	29.9	43.3	27.4	29.0	51.8
電気・ガス・熱供給業・水道業	30.2	58.2	26.3	62.1	18.6	44.3	61.9
情報通信業	32.6	56.4	33.0	54.2	30.4	40.2	50.3
運輸業・郵便業	30.0	51.8	25.1	51.4	24.2	37.5	56.0
卸売業	29.3	54.2	28.9	54.6	27.8	39.4	50.5
小売業	31.3	35.0	27.1	33.1	19.7	22.8	28.6
金融・保険業	25.6	59.1	26.6	54.6	32.4	38.5	60.7
不動産業・物品賃貸業	27.9	46.2	26.8	45.1	26.0	34.7	45.4
学術研究、専門・技術サービス業	27.3	58.5	27.0	53.6	24.9	40.1	58.8
宿泊業、飲食サービス業	31.7	29.9	29.7	27.4	26.8	10.0	56.3
生活関連サービス業、娯楽業	23.1	38.8	22.2	25.5	19.8	13.0	28.7
教育・学習支援業	25.3	21.5	40.6	6.2	15.8	3.1	46.3
サービス業（他に分類されないもの）	31.1	48.8	31.1	47.1	25.6	34.4	47.2

内閣府政策統括官（防災担当）付 防災計画担当参事官室「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査結果」より作成

\*内閣府政策統括官（防災担当）付 防災計画担当参事官室「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査結果」

総務省の事業所母集団データベースから抽出した4,934社を対象に、2024年1月に実施された調査です。有効回答数は1,826社、回収率は37.0%です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/index.html

# 社長のための債権管理 与信管理と信用調査

ここでは、経営者のための債権管理の基本として、与信管理と信用調査について紹介します。

## 与信管理とは

与信とは、文字通り取引相手に信用を与えることをいい、与信管理とは、取引相手を評価（与信限度額を設定）し、与信限度額を基準とした売上債権残高を管理することをいいます。

取引先が倒産して債権の回収が困難になれば、会社は大きな損害を被ることになるため、取引相手ごとに適切な与信限度額を設定し、リスクを極力少なくする必要があります。

## 与信限度額の設定

新規の取引先に対して与信限度額を設定するためには、いわゆる信用調査を行います。信用調査では、取引先の名称、住所、業歴、会社規模、財務状況等を把握します。さらには、

- 新規の取引先のお客様、同業者、金融機関等に問い合わせる
- 会社年鑑や業界紙などで調べる
- 登記簿謄本や不動産登記を取り寄せる
- 企業調査会社の調査データを利用する

といった方法で情報を入手することも検討します。このようにして把握した情報や取引予定額、支払条件等を総合的に勘案して与信限度額を設定します。

与信限度額は、取引を開始したときだけでなく、既存の取引先に対しても定期的に見直す必要があります。たとえば、支払条件変更の打診があった場合、取引金額に急激な変化が生じた場合、取引先の財務状況が著しく悪化した

場合には、その原因を調べて、取引可能金額を変更していくことになります。

## 信用調査の目的

取引先の信用調査の目的は、取引先の安全性の確認と、積極的な販売促進活動が挙げられます。

### (1) 取引先の安全性の確認

信用調査の1つ目の目的は、債権を確実に回収できるよう取引先の安全性を確認することです。取引先の信用度が高ければ安心して取引を継続することができますが、信用度が低ければ取引を中止する、あるいは与信限度額を決めて、その範囲内で取引を行うこととなります。

### (2) 積極的な販売促進活動

信用調査の2つ目の目的は、売上増大を図るために積極的な販売促進活動を行うことです。新規の取引先と取引を開始する前に信用調査を行い、取引の有無を決め、1社でも多くの優良先を開拓し、取引基盤を強化することで、売上高の増大を図っていくことができます。

企業経営において「取引先の安全性の確認」と「積極的な販売促進活動」は車の両輪のようなものです。取引先の安全性を確認し、債権を確実に回収することは資金繰りに重大な影響を与えます。また、積極的な販売促進活動は、売上収益の源泉として非常に重要です。どちらか一方でも支障を来すと、経営という車はまっすぐに進まなくなってしまいます。しっかりと管理していきましょう。

# ★8月のお知らせ★

事業主の  
みなさまへ

## 健康保険証の新規発行が廃止になります!

**令和6年12月2日より**、健康保険証の新規発行が廃止となり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)で医療機関を受診する仕組みに移行されます。また、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、**令和7年12月1日まで**使用できます。

安心してマイナ保険証をご使用するために、加入者個人ごとの「資格情報のお知らせ※」を協会けんぽから事業所に送付予定です。

※「資格情報のお知らせ」には、記号・番号等の基本情報が記載されています。

「資格情報のお知らせ」送付時期：令和6年9月から順次発送  
個人ごとの封筒を、事業所に送付

被保険者分と被扶養者分をあわせて、被保険者に配布してください。

## 求人広告掲載時のトラブルにご注意ください!

近年、事業主様よりハローワーク等に求人を掲載した際に、「当社で求人を出しませんか？」と営業の電話が多くかかって来るとの声が増えています。実際に下記のようなトラブルも発生しています。

### ハローワークに相談のあったケース

電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで求人者に届き契約を行った

申請書に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、求人者は記載内容に気がつかなかった

無料掲載期間経過後、自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された

求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に**広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等**を確認したうえで契約をしましょう!

★8月の営業土曜日は以下のとおりです。



3日(土) 休  
10日(土) 休  
17日(土) 営業(税務・労務)  
24日(土) 休  
31日(土) 休

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>



**夏期休業日 令和6年8月10日(土)～8月15日(木)**